

輸出業者 各位

中国向け輸出検査証明書発行手順について

(財)日本冷凍食品検査協会

1. 証明書発行の受付から証明書発行についての概要

(1) 証明書発行申請の受付

検査場所の最寄の検査所(札幌、仙台、東京、名古屋、関西、福岡)にて受付を行います。

	担当者	TEL	FAX
札幌:	本村、加藤、戸田	011-612-1530	011-612-1534
仙台:	渡邊、中舎	022-254-8991	022-254-8995
東京:	佐川、小泉	03-3438-2811	03-5425-2730
名古屋:	鈴木、大崎	052-671-5309	052-671-5302
関西:	利波(となみ)北林、浅野	078-302-1083	078-302-1097
福岡:	井口、松田	092-451-7259	092-474-3363

(2) 必要書類

对中国輸出水産食品検査依頼書(別紙1)

中国向け輸出水産食品証明書発行申請書(別紙様式5)

在庫証明又は、在庫明細の写し。

インボイスの写し。

パッキング・リストの写し。

船荷証券(B/L)、航空貨物運送状(AWB)又は本船貨物受取書(D/R,M/R)の写し

同一の登録施設で加工等された同一製品について、登録検査機関において自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日1年以内の試験成績書の写し。

衛生証明書分割発行申請書別紙様式冷5-1(分割発行の場合のみ)

受験済貨物名義変更届出書(分割発行の場合のみ、必要に応じて)

衛生証明書一括発行申請別紙様式冷6-1(一括発行の場合のみ)

一括発行申請確認書(加工方法及び生産年月日)(一括発行の場合のみ)

官能検査を実施した際の衛生証明書の写し(長崎方式に従って検査を省略する場合のみ)

分割発行は全荷口を初回に受検した後、衛生証明書を複数回に渡って発行することです。

一括発行は一定の条件のもと、複数の品名を1枚の衛生証明書に記載することです。

長崎方式を適用するには、事前に自治体、本会、輸出者の3者合意が必要です。

(3) 書類の受付

(検査が必要な場合)

1. 検査日程を調整 : 必要書類 , 及び が必須。ただし、当該申請で自主検査を行う場合は不要。分割発行申請を行う場合は (必要に応じて) 一括発行申請を行う場合は 、 が必要。

2. 中国向け輸出水産食品の手順により検査実施時点 : 必要書類 ~ が必須。

3. 検査基準を満たしている場合、証明書発行時点 : 必要書類 が必須。

(長崎方式に従って検査を省略する場合)

1. 証明書発行時点までに必要書類 ~ 及び 、分割発行申請を行う場合は (必要に応じて) 一括発行申請を行う場合は 、 が必要。

詳細は、各検査所にお問合せください。